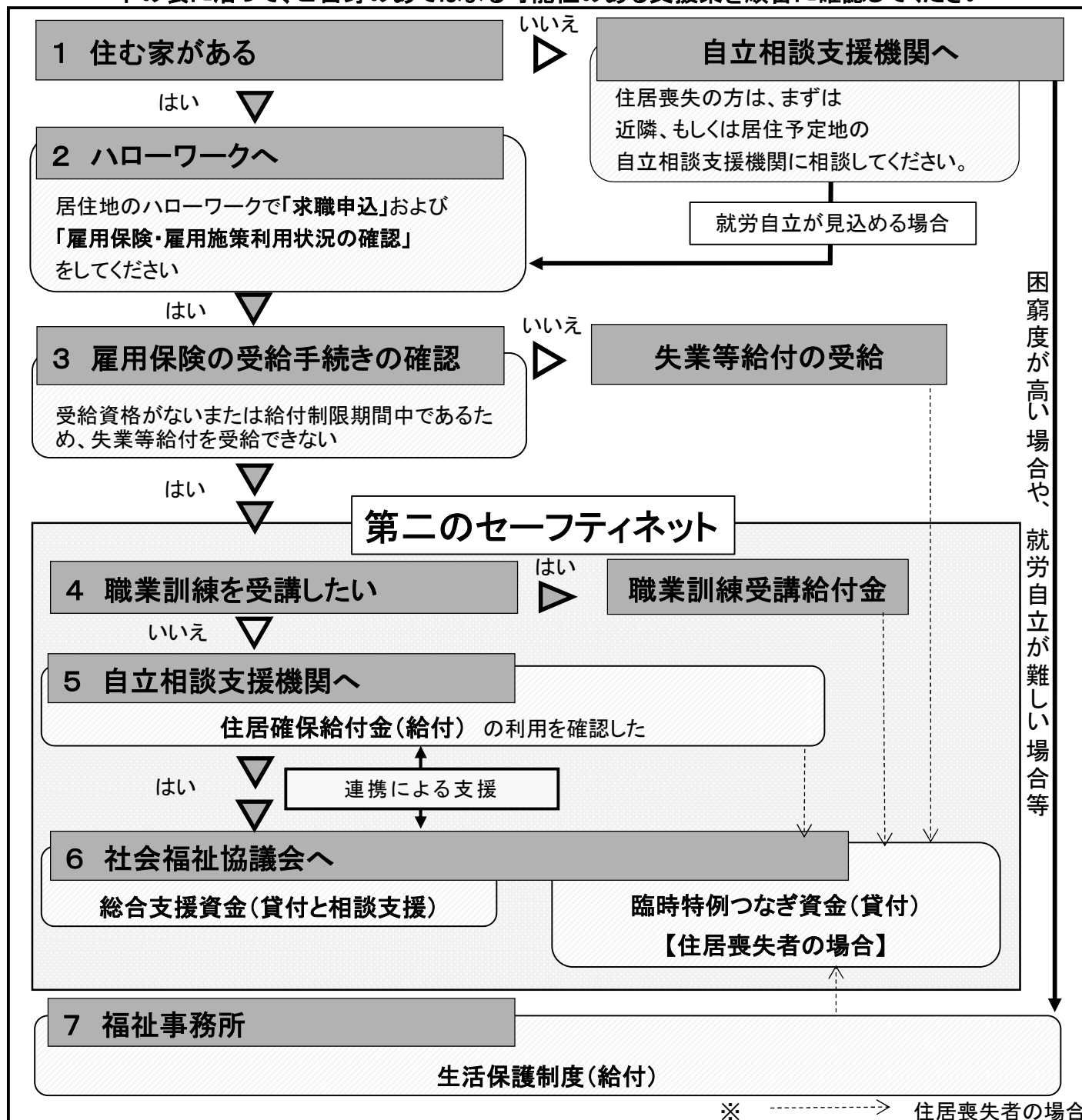


失業・住居喪失等の状況から生活再建を目指す方へ

- 離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には、総合支援資金以外にも公的な支援策があります。
- 総合支援資金は、就労意欲のある離職者に対する**第二のセーフティネット**として位置づけられ、これは、「雇用保険」と「生活保護制度」の間を支援する制度のことであり、各制度の利用に優先順位が設けられています。
- 総合支援資金については、雇用保険の失業給付等を現に受けることができず、職業訓練の受講を希望しない場合に住居確保給付金と合わせて利用を検討します。

下の表に沿って、ご自身のあてはまる可能性のある支援策を順番に確認してください



それぞれの支援策には対象の要件があり、要件に該当しない場合は利用することはできません。第二のセーフティネットの各制度の概要は裏面に掲載しています。各制度の詳細については、支援策ごとのパンフレット・リーフレットをご参照ください。

第二のセーフティネット 支援策の概要

※詳細は支援策ごとの窓口にお問い合わせください

(1) 職業訓練受講給付金(給付+貸付による支援)

相談窓口	ハローワーク
内容	ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する場合で、一定の要件を満たす場合に支給される給付金【職業訓練受講手当】月額10万円【通所手当】通所方法により支給額が異なります(上限あり)
関連制度	●求職者支援資金融資(貸付) 職業訓練受講手当を受給しても、訓練期間中の生活費が不足する場合に、資金を融資する制度。貸付額は、単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数、利率は2%(うち信用保証料0.5%)、担保・保証人は不要。詳細はハローワークにて確認。

(2) 住居確保給付金(給付による支援)

相談窓口	自立相談支援機関	
	家賃補助	転居費用補助
対象となる方	お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方 ①仕事を辞めてから/事業を廃止してから2年以内の方 ②自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減った方	収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方
支給の要件	○収入と資産が以下①と②に当てはまること。 ①収入が、基準額(※1)+家賃額(※2)より少ない ※1お住いの自治体によって額が異なります。 ※2限度額あり ②資産(預貯金・手持ち金)の合計が、基準額の6倍(その額が100万円を超える場合は100万円)以下(※) ※ お住いの自治体によって額が異なります。 ○ハローワークなどに申し込んで、求職活動を行うこと。(自営業の方などは、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります)	主に以下の要件を満たす必要があります。 ○収入と資産の要件は左記の家賃の補助と同様。 ○家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること。
その他	家賃額を支給します(上限あり)。 支給期間は原則3か月です(最長9か月)。 原則として住宅の貸主等の口座に自治体が直接振込みます。	転居に要する費用を支給します。ただし、上限や補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費もあります。

参考:厚生労働省「住居確保給付金のご案内」

(3) 総合支援資金(貸付による支援)

相談窓口	区市町村社会福祉協議会		
内容	生活支援費 生活再建に向け就職活動を行う間の生活費	一時生活再建費 低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の費用、等	住宅入居費 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費
貸付限度額	単身世帯:月額15万円以内の必要額 複数世帯:月額20万円以内の必要額 【貸付期間】原則6か月以内 (初回申請は3か月以内とし、状況により延長可)	60万円以内の必要額 ※生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象	40万円以内の必要額 ※住居確保給付金の申請者のみ対象

(4) 臨時特例つなぎ資金(貸付による支援)

相談窓口	区市町村社会福祉協議会(公的給付等を申請する際に各窓口にも相談してください。)		
対象者	住居喪失の離職者		
貸付要件	- 公的給付制度が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮していること - 本人名義の金融機関の口座を有していること 他		
貸付内容	10万円、無利子、連帯保証人不要		
注意事項	住居の確保、公的給付制度に繋がるまでの生活、公的給付受給後の生活の見通しが立たない場合は対象外		

各制度の詳細については、支援策ごとの窓口でお問い合わせください。
それぞれの支援策には対象者の要件があり、要件に該当しない場合は支援策を利用することはできません。